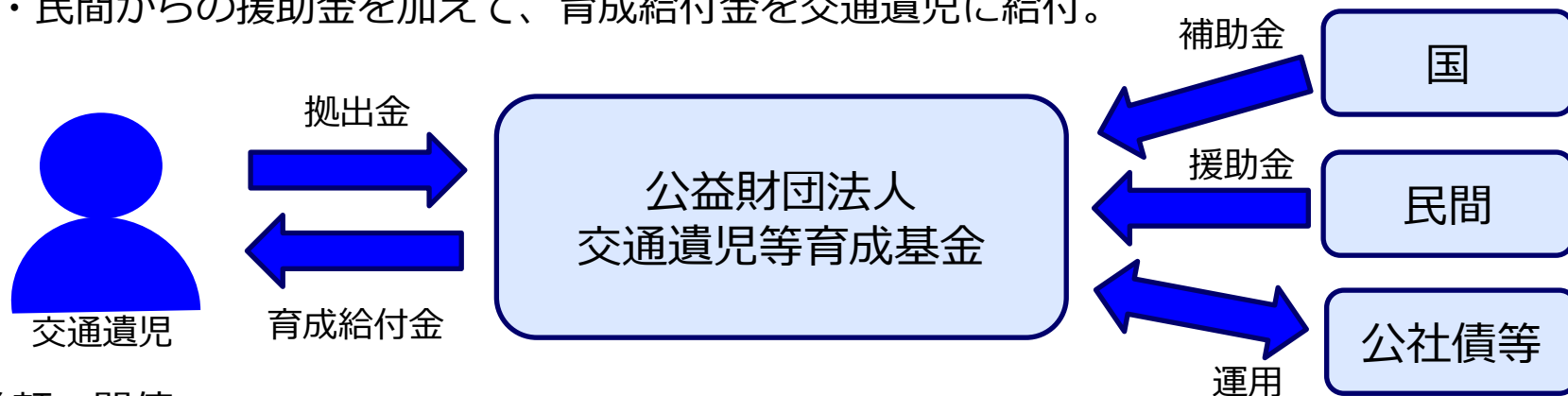


■事業概要

自動車事故による交通遺児に対して、一定水準の育成給付金を安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心を図ることを目的とする事業。

公益財団法人交通遺児等育成基金が、交通遺児からの拠出金を運用し、運用益及び国の補助金・民間からの援助金を加えて、育成給付金を交通遺児に給付。



■基準額・閾値

交通遺児に対する給付月額

年齢	0～6歳	6歳1ヶ月～9歳	9歳1ヶ月～12歳	12歳1ヶ月～15歳	15歳1ヶ月～19歳
給付月額	32,000円	40,000円	45,000円	55,000円	70,000円

■直近の基準額・閾値の見直し年度

昭和55年度の補助制度創設以来見直し実績なし（据え置き年数：45年）

■見直しの方向性

物価上昇を踏まえた給付月額の引上げを検討